

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成24年12月19日

逗子市議会議長 真下政次 殿

逗子市議会議員

塔本正子

横山美奈子

菊池俊一

君島雄一郎

長島有里

勾坂祐二

高野教

丸山治章

辻床勇

高野典子

田中英一郎

加藤秀子

(別紙)

## ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書

去る11月、逗子市内において凄惨なストーカー殺人事件が発生した。また、本年8月末までのストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告は約1,500件となり、被害者相談や届け出に至っては、全国で約1万3,000件にも及んでいる。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「法」という。）は、平成12年5月に議員立法で成立して以降、何度も見直しの議論があったものの改正されることなく、今回の事件を招いてしまったことは残念でならない。

よって、逗子市議会は、国に対し、法第1条「この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。」に鑑み、法第2条第1項に次の事項の追加を行い、このような事件を再び起こさないよう早急に対処するよう要望する。

- 1 電子メール送信行為を、「つきまとい等」とするよう、明文化を行うこと。
- 2 インターネット上の、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の掲示板への書き込み等を、「つきまとい等」とするよう、明文化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

逗子市議会